

令和4年東村山市議会9月定例会  
東村山市議会会議録第13号

1. 日 時 令和4年8月29日（月）午前9時30分

1. 場 所 東村山市役所議場

1. 出席議員 25名

1番	土 方 桂	議員	2番	鈴 木 たつお	議員
3番	朝 木 直 子	議員	4番	藤 田 まさみ	議員
5番	下 沢 ゆきお	議員	6番	小 林 美 緒	議員
7番	清 水 あづさ	議員	8番	横 尾 たかお	議員
9番	佐 藤 まさたか	議員	10番	白 石 えつ子	議員
11番	山 口 み よ	議員	12番	浅 見 みどり	議員
13番	木 村 隆	議員	14番	熊 木 敏 己	議員
15番	志 村 誠	議員	16番	小 町 明 夫	議員
17番	石 橋 光 明	議員	18番	村 山 じゅん子	議員
19番	渡 辺 英 子	議員	20番	伊 藤 真 一	議員
21番	駒 崎 高 行	議員	22番	かみまち 弓 子	議員
23番	山 田 たか子	議員	24番	渡 辺 みのる	議員
25番	さとう 直 子	議員			

1. 欠席議員 0名

1. 出席説明員

市 長	渡 部 尚 君	副 市 長	野 崎 満 君
副 市 長	松 谷 いづみ 君	経営政策部長	平 岡 和 富 君
経営政策部 担当部長	原 田 俊 哉 君	総 務 部 長	荒 井 知 子 君
地域創生部長	東 村 浩 二 君	市 民 部 長	野 口 浩 詞 君
防災安全部長	河 村 克 巳 君	防 災 安 全 部 担 当 部 長	山 田 裕 二 君
環境資源循環 部 長	清 水 信 幸 君	健 康 福 祉 部 長	武 岡 忠 史 君
子ども家庭部長	瀬 川 哲 君	まちづくり部長	粕 谷 裕 司 君
まちづくり部 担 当 部 長	山 下 直 人 君	経営政策部次長	新 井 一 寿 君
教 育 長	村 木 尚 生 君	教 育 部 長	田 中 宏 幸 君

1. 事務局職員

議会事務局次長	安 保 雅 利 君	書 記	並 木 義 之 君
---------	-----------	-----	-----------

書	記	小澤龍典君	書	記	新井雅明君
書	記	名倉純子君	書	記	野田薫平君
書	記	柳田涼美君	書	記	神山あゆみ君
書	記	畠中智美君			

## 1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

————— 所信表明 —————

第3 議案第43号 東村山市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

第4 議案第33号 東村山市会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第34号 東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第35号 東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第36号 東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第37号 東村山市営住宅条例の一部を改正する条例

第9 議案第38号 令和3年度東京都東村山市一般会計歳入歳出決算の認定

第10 議案第39号 令和3年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

第11 議案第40号 令和3年度東京都東村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

第12 議案第41号 令和3年度東京都東村山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

第13 議案第42号 令和3年度東京都東村山市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

第14 決算特別委員会の設置について

第15 選任第3号 決算特別委員会委員の選任について

第16 請願等の委員会付託

午前 9 時 39 分開会

○議長（土方桂議員） ただいまより令和 4 年東村山市議会 9 月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。



○議長（土方桂議員） この際、これからの議会運営について申し上げます。  
地方自治法には、議会における「言論の品位」「議場の秩序維持」「議長の権限」がそれぞれ規定されており、議員には議長に注意を喚起するなど、議員、議長共々、権利、義務が規定されております。  
東村山市議会として確認しておきます。  
今後においては、さきの議会運営委員会で集約されましたとおり、議長権限でこうした規定を適用していくことに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。  
次に進みます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（土方桂議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本件は、会議規則第 81 条の規定により、議長において指名いたします。  
13 番・木村隆議員  
21 番・駒崎高行議員  
の両名をお願いいたします。  
次に進みます。



日程第 2 会期の決定

○議長（土方桂議員） 日程第 2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日 8 月 29 日から 9 月 29 日までの 32 日間といたしたいと思いますが、これに賛成の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。  
次に進みます。



所 信 表 明

○議長（土方桂議員） ここで、市長より所信表明がございます。市長。

[市長 渡部尚君登壇]

○市長（渡部尚君） 令和 4 年市議会 9 月定例会の開催に当たりまして、当面する諸課題につきまして御報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。  
初めに、当市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取組につきまして、これまでも適宜御報告してまいりましたが、改めて令和 4 年 6 月定例会以降の動きを中心に申し上げます。

まず、当市における感染状況等について御報告申し上げます。

6月定例会の頃には様々なイベントも再開され、感染拡大防止と地域経済活動の両立が図られるようになるなど、新型コロナも一定の落ち着きを見せておりました。当市の6月における1日当たりの新規感染者数は、一番多い日でも26人と低い水準で、少しずつ明るい兆しが見えてきたように感じておりました。

しかしながら、7月に入りますと徐々に新規感染者数が増加し、東京都全体におきましては、7月12日に1万人を超えて以降、7月28日には過去最多の4万406人を記録したところであります。当市の7月における1日当たりの新規感染者数は一番多い日で340人、また、7月の一月当たりの新規感染者数は過去最多の3,624人となったところであります。

8月に入りましてからも、東京都全体ではほぼ連日2万人台から3万人台で推移しており、8月5日には当市では過去最多の433人を記録したところであり、引き続き爆発的な感染状況を注視し、市として取り得る対策を適宜講じてまいります。

続きまして、その一環として行いました自宅療養者支援の体制強化について申し上げます。

第6波の際におきましては、これまでに1,895箱、1日平均にいたしますと18.4箱の配送を行ってまいりましたが、今般の第7波におきましては、8月22日現在、1,013箱、1日平均にいたしますと23.4箱の配送を行っているところでございます。

配送に当たりましては、これまでに職員の人員体制を2名から4名に増員し、2便で配送できる体制にして対応してまいりましたが、現下の感染状況や長期休暇期間の終了に伴う社会・経済活動の活発化を見据え、自宅療養者への日用品の配送による支援を、8月18日から民間事業者を活用することで、より迅速かつ円滑に対応できるよう、自宅療養者支援の体制強化を図ったところでございます。

続きまして、対策の2つ目といたしまして、新たな取組となります抗原検査キットの配布について申し上げます。

今般の感染急拡大に際しまして、市民の方から市に対しましても、「検査を受けたくても受けることができない」「検査キットが手に入らない」といった御相談が大変多くなっております。

清瀬市と合同で設置したPCR検査センターは、現在、一時休止しておりますが、このような状況下から東村山市医師会と再開を協議したところ、市内の医療機関での検査が拡充されてきている中、PCR検査センターに検査機能を割くことは、医療従事者の負担も考えますと得策ではないとの判断に至り、また市民の皆様の負担も考え、市では本年8月29日から9月末まで、1日最大50人の方に抗原検査キットを配布することといたしました。

なお、抗原検査キットにつきましては、国が都道府県に対して、薬事承認された抗原検査キットを重症化リスクが低いと考えられる有症状者に配布する体制整備を求めて一定数配布したもので、東京都では国が提示する条件に合致した市区町村にも配布することが可能であることから当市に配布したものであり、この取組は都内自治体で当市が第1号とお伺いしているところであります。

対象者につきましては、申請時点で新型コロナウイルス感染を疑う症状のある方、また無症状の濃厚接触者の方とさせていただきます。お申込みには、市のホームページ等から申込フォームにてお申込みいただけます。申込時間は平日8時30分から正午までとなっており、抗原検査キットの配送につきましては、郵送にて即日配送することといたしております。

本事業の実施により、感染拡大に伴う市内医療機関での検査・受診の集中の緩和及び医療従事者の皆様の御

負担の軽減、そして市民の皆様が速やかに御自宅等で検査ができるようにすることで、御不安な思いを少しでも解消することにつながってまいります。

続きまして、小・中学校の現状について申し上げます。

市内小・中学校におきましては、令和4年度当初は感染状況が一定程度減少傾向に転じたため、少しずつ通常の教育活動に戻す取組を進め、小学校の移動教室をはじめとする1学期の学校行事は、おおむね計画どおりに実施することができたところであります。

しかしながら、7月初旬からの第7波の影響を受け、多くの児童・生徒、教職員が陽性者となり、学級閉鎖や学年閉鎖の対応を取らざるを得ない状況が続きました。夏季休業期間に入ってから児童・生徒の感染者数が減少しないことから、家庭での丁寧な健康観察を依頼するとともに、中学校の部活動においても感染対策を徹底する中で実施してまいりました。

また、夏季休業中におきましても、1人1台のタブレット型端末を活用した自主学習が進められたところでございます。例えば植物の観察を行う際には、写真や動画を用いて工夫して記録したり、インターネットを通じて調べたことをプレゼンテーションソフトでまとめたりするなど、夏休みの宿題の取り組み方も大きく変化しております。

本日から市立小・中学校全校で2学期がスタートしていますが、修学旅行や移動教室など宿泊行事も予定されており、児童・生徒の思い出に残る、安全で実り多い学習が行われるよう、引き続き感染拡大防止対策を講じて実施してまいります。

続きまして、ワクチン接種への対応状況について申し上げます。

初めに、当市の8月23日時点の接種実績を申し上げます。3回目接種につきましては12歳以上の約72.8%の方が、4回目接種につきましては60歳以上の約62.4%の方が接種を完了しております。東京都全体の接種率は、3回目接種が約69.2%、4回目接種が約59.1%となっており、東村山市はいずれも都平均を上回っております。

また、3回目接種の促進に向け、7月末に3回目接種がお済みでない方へ改めて個別案内を送付し、予約なしで接種可能な都内会場について御案内したところであります。当市の保健センターにおいても8月20日と27日に予約なし接種を実施し、20日には137名の方に、27日には91名の方に御来場いただいたところであります。

次に、4回目接種の対象拡大について申し上げます。7月22日から新たに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が対象とされたことから、東村山市医師会をはじめとする医療関係機関、市内高齢者施設等に対しまして速やかに制度の周知及び接種券の発行等を行い、7月下旬より順次、接種が行われております。

また、報道等にありますオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種につきましては、対象者や開始時期、ワクチンの供給スケジュールなど、国において検討中ではありますが、10月半ば以降に接種が開始されることも想定して準備を進めるようにとの国通知を踏まえ、現在、医師会・薬剤師会との情報共有をはじめとした体制整備に関する準備を進めているところであります。

以上、当市における新型コロナウイルス感染症へのこれまでの主な対応や今後の方針について申し上げます。

次に、こども基本法の制定に伴う取組について申し上げます。

国による子供の権利を包括的に定めたこども基本法の制定や、こども家庭庁設置に向けた動きなど、子供を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、さらなる子供の権利擁護に向けた対応が求められているものと認識しております。

今後は、国及び地方公共団体の連携を図りつつ、憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の権利を包括的に定めるこども基本法に基づき、子供の基本的人権の尊重、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、教育を受ける機会が等しく与えられることといった基本理念を念頭に置き、子供施策を総合的に推進していくこととなります。

当市といたしましても、これまで子供の最善の利益の実現に向けて様々な取組を進めてまいりましたが、今回のこども基本法の制定を受けまして、まずは全庁の管理職や業務の中で子供と触れ合う保育士や児童クラブ職員などを対象に、こども基本法の理念の共通認識を図るため、外部講師を招きまして庁内研修の実施を予定しているところであります。

また、子供の意見を表明する機会の確保、子供の意見の施策への反映などを、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例と整合を図りながら具体的にどのように進めていくかについて、まずは関連する経営政策部、子ども家庭部、教育部で検討するよう指示したところであります。

いずれにしましても、こども家庭庁設置に向けた国の動向を注視するとともに、先進自治体の取組なども参考にしながら、当事者である子供たちの意見を発達段階に応じて聴取し、できるだけ反映させ、子供たちが一人の人間として尊重され、健やかに心豊かに育つまちの実現に向けて、各種取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和3年度決算の概要と今後の財政運営について御報告申し上げます。

一般会計決算額につきましては、歳入が708億2,713万2,000円で対前年度比8.1%の減、歳出が673億5,023万6,000円で9.2%の減となりましたが、歳入歳出ともに、1人10万円の定額給付金事業の影響により過去最大となった令和2年度に次ぐ、過去2番目の規模となりました。

歳入歳出の差引きである形式収支は34億7,689万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は33億695万4,000円と、過去最大となりました。

第5次行財政改革大綱前期基本方針に示しております成果指標、実質的な財政収支は黒字となり、財政調整基金残高の標準財政規模に対する比率につきましても、引き続き10%以上を維持することができました。

健全化判断比率は、4つの全ての指標について前年度に引き続き早期健全化基準を下回り、適正な範囲内となりました。実質公債費比率は0.1ポイント上昇したものの、将来負担比率は前年度に引き続きマイナス比率となるなど、これまでの財政健全化へ向けた取組の成果が数字となって表れているものと捉えております。

これら令和3年度末時点の状況を切り取ってみると、一見、当市の財政状況は好転しているようにも見受けられますが、過去最大となった実質収支額には例年より多い割合で国・都補助金の返還金が含まれていることや、令和3年度は基金、地方債を最大限活用しており、これらの影響は後年度に表れること、加えて、歳入の根幹となる市税は依然として低い水準で推移しており、依存財源の割合が高く、国の地方財政計画による影響を受けやすい状況に変わりないこと等を踏まえ、さらなる行財政改革を進めるとともに、都市としての魅力と価値を高め、地域経済を活性化させていくことが、持続可能な東村山市を築いていく上では必須であると、改めて強く認識しているところであります。

このような背景を踏まえ、私としては、令和3年度のみ単年度の決算結果だけで財政状況を捉えるのではなく、あくまでも中・長期的な視点から、財政運営の持続可能性を高めるために、改革のためのアクションプランの策定作業に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

これまでのところ、経営会議等を通じまして、改めて当市の財政状況や策定の意義を庁内向けに説明した上

で、事務事業の見直しにつきまして事前調査を行いました。現在、この事前調査の回答を精査した上で、具体的な取組項目の整理・確認作業をしているところをございまして、今後できるだけ早期に、個々具体的な改革に向けたプランを議会並びに市民の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

続きまして、令和3年度の市税及び国民健康保険税の収納率の状況について御報告いたします。

市税等収納率につきましては、令和2年度より第3次市税等収納率向上基本方針を策定し、市税、国民健康保険税につきまして、前年度収納率を下限值として、収納率の維持及び向上を図ることを方針の一つに掲げているところであります。

令和3年度の市税収納率は98.5%となり、令和2年度の収納率を0.2ポイント上回り、国民健康保険税における収納率は86.5%となり、前年比で0.1ポイント上回ることができたところであります。しかしながら、多摩26市平均で見ますと、市税としては0.4ポイント下回り、また国民健康保険税につきましても1.9ポイント下回っている状況となっています。いまだコロナ禍の影響等により厳しい状況ではありますが、引き続き徴収対策の一層の推進を図り、収納率の維持向上並びに市税等の収納確保に努めてまいります。

以上のような令和3年度の状況を踏まえ、令和4年度の財政運営におきましては、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰への対策といたしまして、令和3年度からの繰越事業のほか、この間、2回補正予算を編成し、国や東京都の施策への対応や、市民生活と地域経済を守る施策の展開を図ってまいりました。

新型コロナウイルスの感染拡大と原油価格をはじめとする物価の高騰は、依然として収束の兆しすら見えない状況が続いておりますが、引き続き厳しい状況に置かれている市民生活と地域経済を守ることを最優先に機動的な行財政運営に努めるとともに、将来を見据え、第5次総合計画に基づく各施策を着実に推進しながら、10月以降は令和5年度当初予算の編成に臨んでまいりたいと考えております。

それでは、各事業の進捗状況や新たな取組などについて御説明申し上げます。

まず、施設再生の今後の進め方について申し上げます。

現在、市民の皆様や施設サービスに関わる様々な方々と意見を交換させていただく際のツールとして、今後の大まかな方向性や進め方をまとめた公共施設再生ディスカッションペーパーを作成しており、9月中に公表してまいります。その後、年度内には、まず市内全域で、市民の皆様や事業者の方々、将来を担う子供たちも含めた意見交換をさせていただく予定です。

また、将来を見据え、町丁別の児童・生徒数の推計、それらに基づく学級数の試算、GISデータを活用した通学環境の把握、学校機能を中心とした施設の規模など、施設再生の具体的な想定に必要な要素を整理し、市内全域における公共施設の複合化のシミュレーションを行ってまいります。

令和5年度には、これらの各種データ等とともに、早期に再生に着手していきべき優先検討校や施設及びその考え方をアクションプランの素案としてお示しし、改めて、当該施設の近隣地域の市民の方々を中心に、より具体的な意見交換をさせていただく場を設けていきたいと考えております。

こうした分析や市民参加の段階を経て、市内の公共施設をどのように複合化、再生することが市民生活の質の向上に寄与するのか、また将来にわたる都市経営としても効果的なものであるかといった検討を深め、公共施設再生アクションプランとして取りまとめてまいります。

さきに開催されました総合教育会議、行財政改革審議会におきましても、施設再生の進め方やディスカッションペーパーの案について御説明し、多くの委員より御評価いただきました。

また、厳しい課題であるからこそ、正面から問題に向き合う必要性があること、施設再生全体にわたり皆さ

んに使っていただけるようなコンセプトづくりが必要であるなど、大変前向きな御意見を様々ないただいたところであり、今後も教育委員会をはじめとして、様々な関係者や市民の皆さんから御意見をいただきながら、データに基づいた分析や推計、検討段階に合わせた対話の両面から、着実に施設再生の推進に取り組んでまいります。

次に、久米川少年野球場について申し上げます。

久米川少年野球場については、借地施設のため、行財政改革大綱第1次実行プログラム「屋外スポーツ施設の再編、再配置の検討」において優先的に方向性を決定することとしており、この間、地権者と借地返還について協議・調整を行ってまいりました。

また、令和4年3月にスポーツ推進審議会より、将来を見据えた持続可能なスポーツサービス提供の在り方についていただいた答申の中でも、年間の稼働日数や借地料を含む維持管理コストなど、費用対効果や持続可能性を踏まえ、今後の方向性を判断する必要があると提言されておりました。そして、このたび、地権者と借地返還について協議・調整がまとまり、令和5年3月末をもって同野球場を返還することとなりました。

同野球場の返還に当たり、現利用者である少年野球連盟が活動する代替の場所を確保する必要があることから、シチズン健康保険組合と用地取得の契約前である令和5年4月からシチズングラウンドを利用させていただけるよう、去る6月1日に野崎副市長が同組合に対してお願いに参りました。その結果、同組合より、野球をする場所がなくなる子供たちに対し御高配を賜り、少年野球に限り借用いただける内諾をいただくことができたところであります。

返還に伴う原状回復に係る費用などについては、本定例会最終日に令和4年度一般会計補正予算（第3号）として提案させていただく予定でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、シティプロモーションについて申し上げます。

東村山市シティプロモーション基本方針及び第2次東村山市観光振興プランの改定に向け、7月の創生総合戦略推進協議会や8月の観光振興連絡会から改定に関する御意見をいただきました。

各会議体からの貴重な御意見なども踏まえ、それぞれの基本方針を統合した東村山市シティプロモーション基本方針の改定案を取りまとめましたことから、9月9日から28日までパブリックコメントを実施してまいります。

「東村山をたのしむ人が増えればこのまちはもっとたのしくなる」というブランドメッセージを基本方針として踏襲しつつ、第5次総合計画の実施計画として位置づけた各種の関連事業と整合を図り、市民、団体、事業者等と連携しながら、東村山に関わる全ての皆様が東村山で暮らす喜びや楽しみを享受・共有できることを目指してまいりたいと考えております。

また、この基本方針に沿って、今後、市役所と一緒に市民の皆様からも東村山のまち・人・活動などの魅力に関する情報を投稿・発信していただくことができるよう、地域ライターを募集したところであり、広範で多種多様な皆様と共に、地域全体で当市のシティプロモーションをさらに推進してまいります。

次に、東京都のパートナーシップ宣誓制度創設に伴う市の対応について申し上げます。

去る6月15日に東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例が一部改正され、11月1日より東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されます。

市におきましても、東京都の条例に基づき、多様な性への理解促進、当事者の生活上の不便軽減に取り組み、暮らしやすい環境づくりにつなげることが、SDGsの掲げる理念に沿い、誰一人取り残さず、全ての人が健



康で平等に権利を得る社会を目指すことにつながると考え、都の制度に基づき宣誓した当事者が活用できる市のサービスを順次検討してまいります。

本定例会では、その一環といたしまして、都の制度に基づき宣誓された方等を市営住宅条例の入居者資格等に追加する市営住宅条例の一部改正の議案を提出させていただきました。これにより、パートナーシップ関係にある方の市営住宅への入居申込みが可能となり、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつながるものと考えており、市としましても、この機会に多様な性への理解促進に、より一層努めてまいります。

次に、令和5年度における東京都との総合防災訓練の合同実施について申し上げます。

令和3年度の総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、中止となったところであります。

しかしながら、東京都との合同総合防災訓練開催につきましては、その訓練規模もさることながら、市単独訓練で実施できない様々な訓練が実施され、職員はもとより、東村山消防署、東村山警察署、東村山市消防団、関係機関のほか、自主防災組織等の地域の皆様をはじめ、多くの市民に御参加いただくことにより、東村山市全体の防災力を高める貴重な経験となる、またとない機会と考えております。

このようなことから、私と松谷副市長とで都庁を訪問し、防災所管のトップである危機管理監に面会し、改めて、令和5年度の総合防災訓練の実施に当たっては、ぜひとも本市との合同開催をお願いしたところであります。

その後、東京都から本市との合同実施についての依頼文が発出され、先般、本市から東京都に対し正式に開催承諾を回答させていただき、令和5年度総合防災訓練について、東京都と合同で東村山市において実施することが決定したところであります。

これに先立ち、本市におきましても、新たに担当部長を配置するとともに、合同総合防災訓練実施プロジェクトチームを立ち上げ、全庁を挙げ、組織横断的となるべく準備体制を強化したところであります。

今後につきましては、主に東京都と共同でプロジェクトチームが組織され、1年弱の期間をかけ、訓練当日に向け、内容を詰めていくこととなります。訓練の日程や内容などの詳細につきましては、引き続き東京都との調整を図った上で、再度周知させていただく所存であります。

次に、粗大ごみのインターネット受付について申し上げます。

現在、粗大ごみの収集受付につきましては、委託先である東村山市環境整備事業協同組合において、平日の午前8時半から午後5時までの受付時間内に電話受付で対応しております。

受付方法につきましては、市民の利便性の向上を図るため、令和4年度の実施計画事業として位置づけ、受付方法の拡充に向けた検討・準備を進めてきたところ、今般、10月1日より、従来の電話対応に加え、新たにインターネットでの収集受付を開始する運びとなりました。

インターネット受付は、市ホームページまたはごみ分別アプリから、365日24時間いつでもお申込みいただけるようになることから、市民の皆様の利便性が格段に向上するものと期待をしております。

なお、お申込みの手順などにつきましては、9月15日号の市報のほか、9月初旬に全戸配布してまいります。ごみ・資源収集カレンダーを活用して周知してまいります。

次に、東村山市第6次地域福祉計画の策定について申し上げます。

現在、市では、東村山市第5次地域福祉計画に基づき、地域福祉の準備を進めているところでありますが、

本計画は令和5年度までを計画期間としておりますことから、令和6年度を始期とする第6次地域福祉計画の策定に向け、準備を開始いたしました。

第6次地域福祉計画では、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備や、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備等といった、この間の社会福祉法の改正内容にも対応しつつ、市民一人一人を地域社会につなげ持続可能なまちをつくっていくというSDGsの理念等を反映させるとともに、昨今のコロナ禍における住民活動の変化等も踏まえながら計画策定していく必要があるものと考えております。

このようなことから、令和4年度におきましては、計画策定に先立ちまして、市民の皆様の生活の様子や現況等を改めて伺いするため、地域福祉に関わる市民意識調査を実施する予定であり、現在、東村山市保健福祉協議会や各専門部会等の協力を得ながら調査票を作成しているところであります。

これらの調査結果等を踏まえまして、これまで実施してきた各福祉施策をさらに推進・充実できるよう、地域福祉計画及び関連計画の策定作業に取り組んでまいります。

次に、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の検討状況について申し上げます。

本事業は、国制度において、地域子ども・子育て支援事業の一つである多様な事業者の参入促進・能力活用事業として、令和3年度に新たに追加されたものであり、多様化する地域や保護者の方のニーズに対応する事業として、地域において重要な役割を果たしている集団活動を利用する満3歳以上の子供に係る利用料の一部に対して給付を行うものであります。

令和3年12月定例会における陳情採択を踏まえ、この間、事業化に向けて、実施自治体の制度研究、他市に所在する多様な集団活動の視察や庁内検討を行ってまいりました。8月の当市子ども・子育て会議においての審議を踏まえ、事業実施に向けて、本定例会の最終日に追加議案として提案を予定している令和4年度一般会計補正予算（第3号）に反映できるよう、準備を進めているところであります。

今後につきましては、予算を御可決賜りました後、早期の実施に向けて、他市所在の多様な集団活動を実施する事業者に対して御案内を行うとともに、市ホームページ等を通じて市民の皆様に対して周知させていただく予定であります。

今後も地域における多様なニーズに対応し、より一層の子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、高校生等医療費助成事業の検討状況について申し上げます。

6月定例会以降、条例・規則の参考例が東京都より順次示されましたことから、これらを踏まえまして、令和5年4月の事業開始を目指し、実務的な作業を進めているところであります。

条例案の策定につきましては、現在、パブリックコメントを実施しているところでございまして、いただいた御意見を踏まえた上で、大変恐縮ですが、本定例会の会期中に準備に係る補正予算と併せて提案させていただく予定でございます。

実施内容につきましては、まずは東京都が示す対象者、助成範囲による実施を予定しているところでありますが、一方で、令和8年度以降の恒久的な財源措置、所得制限や自己負担など、財政面の取扱いに関しては都との協議事項となっていることから、都内の自治体間において子育て環境における格差が生じないように、協議の場において強く要望してまいります。

次に、保育所等の待機児童解消に向けた取組等について申し上げます。

この間、小規模保育事業等の認可行政の推進や、幼稚園をはじめとした既存の子育て施設の活用などの取組を進めてまいりました。令和5年度に向けましては、有限会社鷺沼なかよし保育園から小規模保育事業の設置に関する事業計画の提案をいただいているところであり、待機児童が依然として0歳児から2歳児を中心としている状況などを勘案し、開設に向けた具体的な取組を市としても進めてまいります。

続きまして、児童クラブの待機児童の状況について申し上げます。

今年度の児童クラブの待機児童数は、国の調査基準日である5月1日現在におきまして79名となりました。これは、令和3年度に引き続き、一部地域のクラブへの申込みが集中していることが直接的な要因であると捉えているところをごさいます、今後も一定の期間は同様の傾向が見込まれることから、特に八坂小学校、富士見小学校の学区におきましては、富士見文化センター内の市民サロンを改修し、富士見児童館育成室の面積を拡張することで施設定員を増やすよう、年度内の対応をしてまいります。

児童クラブの待機児童につきましては、保育園の待機児童と重なり、年度初めをピークに、年度末に向けて減少していく傾向にあり、9月1日時点では11名となる見込みで、その後はさらに減少するものと想定しております。

依然として全体の半数近いクラブで定員割れが生じている状況ではありますが、就学児童数が減少傾向にある中で入会申込児童が増加している状況について、適切に見極めていくことが重要であると捉えているところであり、今後もこうした状況を注視しつつ、柔軟な対応に努めてまいります。

また、児童クラブにつきましては、児童館・児童クラブ運営等基本方針に基づき、令和4年度末に指定の更新を迎える第2野火止児童クラブに併せて第1野火止児童クラブにつきましても、令和5年度より民間活力の導入を図るべく、去る8月15日より指定管理者候補者の公募を開始しているところであり、今後は、9月から10月にかけて予定される選定委員会において、質の高い児童クラブ事業の運営・管理を継続的に行うことができる事業者を選定するべく、準備を進めてまいります。

次に、適切な土地利用の誘導に向けた取組について申し上げます。

魅力創造核として位置づくスポーツセンター周辺のまちづくりにつきましては、先行的に整備する地区の実現に向けて、事業者の皆様などを対象にアンケート調査やまちづくりニュースの配布、まちづくり懇談会を開催してまいりました。そして都市計画の原案を取りまとめ、原案説明会を開催したところであります。

現在は、先行整備地区の土地利用に関する基本方針などを定める地区計画や用途地域などの都市計画の案を取りまとめ、関係機関と協議を進めており、この協議が調い次第、都市計画法の規定に基づく都市計画の案の縦覧など、必要な手続を速やかに進めてまいります。

また、東京都による一括した区域区分の変更に合わせた用途地域等の見直しにつきましては、市内の低層住宅地にお住まいの18歳以上の方を対象に、無作為抽出による2,000人にアンケート調査を実施し、アンケート集計報告書を公表いたしました。

現在は、さらに市民の皆様のご意見を伺うため、11月からの市民懇談会の開催に向けた準備を進めており、引き続き、災害に強く持続可能なまちの実現に向け、最適な土地利用が図られるよう、低層住宅地における居住水準の向上に資する検討を進めてまいります。

次に、東村山駅の連続立体交差事業と併せたホームドアの整備について申し上げます。

ホームドアの設置につきましては、これまで多くの市民の皆様や議会から強い要望をいただき、令和2年9月定例会において、設置の実現に向けて努力することについての請願が全会一致で採択されております。

これを受け、市としましては、実現に向け、昨年8月、私と西武鉄道の社長とのトップ会談を行い、コロナ禍における鉄道事業をめぐる厳しい事業環境下を踏まえ、市としても、財政面の負担を含め、最大限の協力をさせていただくことをお伝えし、ホームドアの整備について、連続立体交差事業と一体的に進めるよう申し入れたところであります。

その後、同社と事務レベルでの協議を重ねてまいりましたが、このたび、野崎副市長と同社の鉄道本部長との面会におきまして、連続立体交差事業における新しい東村山駅のホーム供用開始に合わせホームドアを設置・稼働させていくこと、また、設置に要する費用のうち工事に係る費用を双方で負担することで協議がまとまり、去る8月19日付で覚書を締結させていただきました。同社におかれましては、東京都における鉄道駅バリアフリーに関する整備計画に位置づけ、本日付で公表される予定と伺っております。

西武鉄道には、連続立体交差事業によって更新される東村山駅に対する市民の皆様の思いを酌み取っていただけたものと感謝を申し上げますとともに、市としましては、今後の手続や財源の確保などについて鋭意取り組んでまいります。

次に、小学校給食の在り方検討について申し上げます。

小学校給食調理室の老朽化への対応、将来的な児童・生徒数の推移、そして今後の学校を核とした公共施設の再編の考え方との整合性等、多角的な検討が必要なことから、このたび、東村山市小学校給食あり方検討会を教育委員会に設置し、検討を開始いたしました。

去る7月11日に第1回目の会議を開催し、9名の委員の皆様には、検討会設置の目的、小学校給食の歴史的背景、法的な側面、そして本市における小学校給食の現状と課題について御説明をさせていただきましたが、とりわけ委員の皆様からは、老朽化、狭隘化が顕著な複数の小学校の給食調理室の現状や、小学校給食におけるアレルギー対応状況、他自治体における自校調理方式以外の給食提供方式などについて御意見、御質問を頂戴し、初回から活発な御議論をいただいたと聞いております。

今後、委員の皆様には、実際に小学校給食調理室を視察していただき、現状を御確認いただくとともに、栄養士や調理関係者とのヒアリングなども行っていただくことを予定しているところです。次回以降の検討会に向けて、持続可能な小学校給食の在り方、そして今後の方向性について、御議論を深めていただければと考えております。

最後に、本定例会に御提案申し上げます議案については、東村山市会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例をはじめ、議案11件を御送付申し上げます。いずれにつきましても、提案の際に御説明申し上げますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年市議会9月定例会に当たりまして、当面する諸課題の主な点について申し上げ、所信の一端を述べてまいりました。改めまして、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、提案いたします諸案件の御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます、私の発言を終わります。

○議長（土方桂議員） 以上をもって所信表明を終わります。

次に進みます。

休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。



○議長（土方桂議員） この際、効率的な議会運営を行うため、本日の議案等の審議、つまり議事日程全てについて時間制限を行いたいと思います。これは、会議規則第57条「発言時間の制限」の規定によるものです。

具体的な時間配分については、自由民主党市議団23分、公明党19分、日本共産党17分、会派に属さない議員はそれぞれ7分といたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。

ただいま決定しました時間については、質疑、討論時間を含んでおります。また、同一会派においては、1議案について1人の質疑、討論だけといたします。

次に進みます。



○議長（土方桂議員） 日程第3、議案第43号の委員会付託は、会議規則第37条第2項の規定により省略したいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、そのように決しました。

次に進みます。



○議長（土方桂議員） これより議案審議に入りますが、議題外に及ぶ質疑は慎まれますよう申し上げるとともに、答弁者においては、議題に関係することについてのみ簡潔に答弁をお願いいたします。仮に議題外と思われる質疑があった場合、答弁を踏まえて、その是非については議長が判断させていただきます。



日程第3 議案第43号 東村山市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

○議長（土方桂議員） 日程第3、議案第43号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 渡部尚君登壇]

○市長（渡部尚君） 上程されました議案第43号、東村山市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、別添の名簿にございますように、固定資産評価審査委員として現在3名の方々に御尽力をいただいているところですが、委員であります野島恭一氏の任期が本年10月25日をもって満了となりますことから、野島氏の再任をお願いするものでございます。

御案内のように、固定資産の評価につきましては複雑・多様化しており、その審査に当たっては慎重かつ的確な状況判断が必要とされるところでございます。

野島氏におきましては、市職員として在職中に財政、税務、総務部門等を担当し、幅広い知識と豊富な経験を有することから、引き続き職務を的確に遂行していただけるものと期待しているところであります。

なお、野島氏の経歴につきましては、別紙に添付してございますので説明は省略させていただきますが、お

目通しいただき、ぜひ再任に御同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（土方桂議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 質疑がありませんので、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に進みます。



日程第4 議案第33号 東村山市会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第34号 東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第35号 東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第36号 東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第37号 東村山市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（土方桂議員） 日程第4、議案第33号から日程第8、議案第37号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 渡部尚君登壇〕

○市長（渡部尚君） 上程されました議案第33号から第37号までの5議案につきまして、趣旨を中心に御説明申し上げます。

初めに、議案第33号、東村山市会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、地方公務員等共済組合法の適用範囲の拡大が行われたことに伴う改正を行うものでございます。

続きまして、議案第34号、東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、男性職員の育児参加の促進を図るため、出産補助休暇の取得可能日数を5日から7日へ拡充する改正を行うものでございます。

続きまして、議案第35号、東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、関連する規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第36号、東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例に

つきまして御説明申し上げます。

本議案は、久留米東村山線沿道北地区の地区計画の決定に伴い、地区整備計画を別表に追加するものなどでございます。

続きまして、議案第37号、東村山市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、先ほど所信表明でも申し上げましたが、東村山市営住宅の入居条件について、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用による入居者資格の条件緩和を行うものなどでございます。

以上、上程されました5議案につきまして、一括してそれぞれの趣旨を中心に御説明申し上げました。いずれにつきましても、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（土方桂議員） 説明が終わりました。

本議案については質疑通告がございませんので、お諮りいたします。

会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した付託表のとおり、政策総務委員会、まちづくり環境委員会にそれぞれ付託したいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。

次に進みます。



日程第9 議案第38号 令和3年度東京都東村山市一般会計歳入歳出決算の認定

日程第10 議案第39号 令和3年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第11 議案第40号 令和3年度東京都東村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

日程第12 議案第41号 令和3年度東京都東村山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第13 議案第42号 令和3年度東京都東村山市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

日程第14 決算特別委員会の設置について

日程第15 選任第3号 決算特別委員会委員の選任について

○議長（土方桂議員） 日程第9、議案第38号から日程第15、選任第3号までを一括議題といたします。

議案第38号から議案第42号までについて、提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 渡部尚君登壇]

○市長（渡部尚君） 上程されました議案第38号から42号までの議案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

初めに、議案第38号、令和3年度東京都東村山市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

決算額でございますが、先ほども申し上げましたが、歳入は708億2,713万2,000円、歳出は673億5,023万6,000円となり、実質収支は33億695万4,000円となり、過去最大となりました。

続いて、決算の内容につきまして概要を申し上げます。

まず、歳入でございますが、市税につきましては、前年度と比較して2億5,837万9,000円、1.2%減の208億5,737万8,000円となりました。

主な税目別に申し上げますと、市税では、個人分が新型コロナウイルスや分離所得の減の影響により減、法人分が法人税割額の減の影響により減となり、全体額で1億2,600万8,000円の減となりました。

固定資産税では、新型コロナウイルスや評価替えによる影響により全体で9,966万6,000円の減となりました。次に、税運動交付金につきましては、景気や経済政策の影響を受け、それぞれ個別の要因により増減しております。前年度と比較して、配当割交付金が37.2%の増、株式等譲渡所得割交付金が44.0%の増、地方消費税交付金が9.7%の増となっております。

次に、地方交付税でございますが、普通交付税では前年度と比較して32.5%の増となりました。臨時財政対策債につきましては前年度と比較して42.7%の増となっており、普通交付税と臨時財政対策債の合計では23億5,869万円の増となっております。

国庫支出金は、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が減となったことから、前年度と比較して31.3%の減となっております。

都支出金は、東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金などの減により、前年度と比較して1.5%の減となっております。

繰入金につきましては、公共施設等再生基金繰入金や連続立体交差事業等推進基金繰入金などの増により、前年度と比較して11.4%の増となっております。

市債につきましては、臨時財政対策債や連続立体交差事業債などの増により、前年度と比較して24.8%の増となっております。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

総務費では、特別定額給付金などの減により、前年度と比較して59.8%の減となっております。

民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金などの増により、前年度と比較して10.7%の増となっております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料などの増により、前年度と比較して45.0%の増となっております。

商工費では、東村山企業等応援金、がんばろう！東村山ポイント還元事業委託料などの増により、前年度と比較して124.4%の増となっております。

土木費では、都市計画道路整備事業費などの減により、前年度と比較して1.2%の減となっております。

教育費では、タブレット構築委託料や小・中学校校内通信ネットワーク整備工事などの減により、前年度と比較して7.1%の減となっております。

次に、議案第39号、令和3年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

令和3年度決算額は、歳入が158億591万5,000円、歳出が154億8,797万円、歳入歳出差引額は3億1,794万5,000円で、こちらが実質収支額となります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の医療費が減少した反動を受けまして、医療費を中心に歳入歳出ともに増となっております。

次に、議案第40号、令和3年度東京都東村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

令和3年度決算額は、歳入が38億8,726万9,000円、歳出が37億9,742万7,000円、歳入歳出差引額は8,984万2,000円で、こちらが実質収支額となります。

次に、議案第41号、令和3年度東京都東村山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説



明申し上げます。

令和3年度は、3か年度を計画期間とした第8期介護保険事業計画の初年度として決算を迎えたところであります。

令和3年度決算額は、歳入が142億3,567万7,000円、歳出が132億514万5,000円で、歳入歳出差引額は10億3,053万2,000円で、こちらが実質収支額となります。

次に、議案第42号、令和3年度東京都東村山市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により利益の処分について議決を求めるとともに、同法30条第4項の規定により決算を議会の認定に付すものでございます。

令和3年度下水道事業会計の決算のうち、管理運営に係る経費である収益的収支については、収益的収入が30億272万49円、収益的支出が27億8,078万2,167円、建設改良等に係る経費である資本的収支については、資本的収入が14億1,450万8,730円、資本的支出が22億3,205万2,376円となります。

また、利益の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金が3億8,349万9,005円となりましたので、これを減債積立金として積立てを行うものでございます。

以上、令和3年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算につきまして、主な内容を説明させていただきました。

将来都市像の実現に向け、いまだ終息しない新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢による市民生活、地域経済への影響を最小限にとどめ、持続可能な行財政に向けて、引き続き地方財政制度の動向に留意し、総合計画による計画的な施策の実施と行財政改革大綱による財政基盤の安定化に取り組んでまいったと考えております。

なお、議案の提出に当たり、監査委員の審査を受けておりますので、ここに決算等の審査並びに意見書を添え、提案するものでございます。

決算の詳細な内容や事業の概要につきましては、決算書、主要な施策の成果の概要、財産表並びに事務報告書を御参照いただきたいと思います。

以上、御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます、令和3年度一般会計並びに各特別会計、公営企業会計決算の提案説明とさせていただきます。

○議長（土方桂議員） 説明が終わりました。

議案第38号から議案第42号までについては質疑通告がありませんので、お諮りいたします。

委員会条例第6条の規定により、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、そのように決しました。

次に、選任第3号についてお諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において、2番、鈴木たつお議員、3番、朝木直子議員、4番、藤田まさみ議員、5番、下沢ゆきお議員、6番、小林美緒議員、7番、清水あづさ議員、8番、横尾たかお議員、9番、佐藤まさたか議員、10番、白石えつ子議員、11番、山口みよ議員、12番、浅見みどり議員、13番、木村隆議員、14番、熊木敏己議員、15番、志村誠

議員、16番、小町明夫議員、17番、石橋光明議員、19番、渡辺英子議員、20番、伊藤真一議員、22番、かみまち弓子議員、23番、山田たか子議員、24番、渡辺みのる議員、25番、さとう直子議員、以上22名を指名いたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立全員と認めます。よって、ただいま議長において指名いたしましたとおりに決算特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩し、その間に年長議員の主宰による決算特別委員会を開催し、正副委員長を互選の上、議長まで報告をお願いいたします。

休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時50分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に伊藤真一議員、同副委員長に下沢ゆきお議員がそれぞれ互選されました。

次に進みます。



日程第16 請願等の委員会付託

○議長（土方桂議員） 日程第16、請願等の委員会付託を行います。

請願等の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託表のとおり、まちづくり環境委員会、生活文教委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土方桂議員） 起立多数と認めます。よって、そのように決しました。

次に進みます。



○議長（土方桂議員） お諮りいたします。

8月30日は、議事の都合により本会議は休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土方桂議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日は以上をもって散会といたします。

午前11時51分散会